

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の六第二号、第二百二十九条の七第二号及び第二百二十九条の十三第二号の規定に基づき、防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二百二十九条の六第二号に規定する防火上支障のないエレベーターのかごは、次の各号のいずれかに該当するエレベーターのかごとする。

- 一 主要構造部を準耐火構造以外の構造とした建築物に設けるもの
- 二 住宅に設ける昇降機で昇降路のすべての出入口が一の住戸内のみにあるもの
- 三 昇降路のすべての出入口が一の階のみにあるもの
- 四 昇降路のすべての出入口が一の吹抜き（当該部分と壁又は戸で区画されていない部分を含む。）のみ

にあるもの

第二 令第二百二十九条の七第二号に規定する防火上支障のないエレベーターの昇降路は、第一各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するエレベーターの昇降路及び階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けるエレベーターの昇降路とする。

第三 令第二百二十九条の十三第二号に規定する防火上支障のない小荷物専用昇降機の昇降路は、第一各号（第二号を除く。）のいずれかに該当する小荷物専用昇降機の昇降路及び階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設ける小荷物専用昇降機の昇降路とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。